

国際交流・多文化共生センター運営業務委託に係る 企画提案募集要項

1 趣旨

県民に、国際交流・国際協力に関する活動（以下「国際交流活動等」という。）や、外国人住民が地域社会の構成員として共に生きていくことができる環境の整備に関する活動（以下「多文化共生推進活動」という。）の機会と場を提供し、国際化に即した地域社会の発展に寄与するために設置した山梨県立国際交流・多文化共生センター（以下「センター」という。）を運営し、国際交流活動等及び多文化共生推進活動に関するイベント・講座の開催、情報収集・提供、相談、支援等を実施する。

2 業務内容等

（１）委託業務名称

国際交流・多文化共生センター運営業務

（２）業務内容

別紙「国際交流・多文化共生センター運営業務委託契約書」（以下「契約書」という。）及び「国際交流・多文化共生センター運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりにする。

（３）契約期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

（４）委託料上限額

金３１，３０６，０００円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約予定額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。
（委託料内訳の参考）

事業の内容	金額（税込）
研修室・国際交流ゾーンの利用に係る相談支援等 体制整備	２６，３８０，０００円
国際交流活動等関係事業 （姉妹友好地域等交流促進事業、グローバルマイ ンド養成事業、やまなし国際フェスタ開催事業、 国際協力普及啓発事業）	１，５０２，０００円
外国人地域生活サポーター設置事業	２，２４２，０００円
災害時外国人支援体制強化事業	４４５，０００円
多文化共生地域づくり推進事業	１６１，０００円
異文化理解・多文化交流促進事業	５７６，０００円
合 計	３１，３０６，０００円

3 企画提案の参加資格

資格者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
- （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (5) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 指定公金事務取扱者として、公金の納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有するとともに、その人的構成等に照らして、公金の納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

4 契約形態

公募型企画提案方式により、企画提案について審査のうえ、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約する。

5 選考日程等に関する事項

(1) 事務局

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県多様性社会・人材活躍推進局
男女共同参画・外国人活躍推進課 外国人活躍推進担当
電話 055-223-1539 FAX 055-223-1320
メールアドレス danjo-gaikoku@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 日程

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 募集要項等の交付開始 | 令和7年2月28日（金） |
| ② 質問の受付期限 | 令和7年3月6日（木）午後5時 |
| ③ 企画提案書等の提出期限 | 令和7年3月14日（金）午後5時 |
| ④ 企画提案プレゼンテーション | 令和7年3月24日（月） |
| ⑤ 審査結果通知 | 令和7年3月下旬 |

(3) 募集要項等の交付方法

山梨県ホームページからダウンロードすること。

6 質問及び回答

(1) 提出書類

企画提案質問票（様式第5号）

(2) 提出期限及び方法

令和7年3月6日（木）午後5時まで

事務局（danjo-gaikoku@pref.yamanashi.lg.jp）あて、電子メールで送信すること。

また、件名を「国際交流・多文化共生センター運營業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電子メール送信後に電話連絡により事務局へ受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

提出された質問の要旨及び質問に対する回答は、令和7年3月10日（月）までに参加者全員へ電子メールで送付する。その際、質問者名の記載はしない。また、質問者への個別回答は行わない。

(4) その他

電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、事務局から質問者へ問い合わせる。また、本企画提案に関係ない質問や公平性を保てないと判断した質問には回答をしないこともある。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 会社概要等整理表（様式第3号）
- ④ 受託実績整理表（様式第4号）
- ⑤ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査結果通知書の写し（申請中の場合は申請書の写し等）
- ⑥ 企画提案書（A4判、様式は任意、表紙を添付すること）

企画提案書については、別添仕様書の仕3ページ「4 業務の内容等」に示した業務内容を踏まえて、別添「企画提案審査基準」の2～5の項目に沿って作成すること。

- ⑦ 業務工程表（様式は任意）
- ⑧ 経費見積書（様式は任意）
見積額は、業務全体の金額に加え、内訳として仕様書「4 業務の内容等」に示した業務ごとの金額を示すこと。
- ⑨ 指定公金事務取扱者申出書（様式第6号）
- ⑩ 指定公金事務取扱者として、公金の納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有することを示す書類
- ⑪ 指定公金事務取扱者として、その人的構成等に照らして、公金の納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有することを示す書類

(⑩及び⑪の例示は次のとおり)

- ・ 決算書、青色申告書その他の財産的基礎を有することを示す書類
- ・ 県との取引実績等の知識経験、かつ、社会的信用を有することを示す書類（役員名簿等、又は④の「受託実績整理表」の提出をもって代えることも可能とする）

(2) 提出部数

各8部（正本1部・副本7部）

(3) 提出方法及び期限等

提出先：郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県多様性社会・人材活躍推進局
男女共同参画・外国人活躍推進課 外国人活躍推進担当

提出方法：上記提出先に直接持参または郵送

提出期限：令和7年3月14日（金）午後5時必着

受付時間：午前9時～正午、午後1時～5時（土日祝日を除く）

(4) その他

- ① 提出された企画提案書類等は返却しない。
- ② 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは撤回をすることができないものとする。

8 企画提案に係るプレゼンテーション

企画提案書を基にプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの日時や方法等については、別途文書で通知する。

9 委託候補者の選定方法等

(1) 選定方法

- ① 山梨県に設置する審査委員会において、プレゼンテーションや書類審査のうえ、得点の最上位者を契約締結候補者とする。ただし、総得点が最上位であっても得点が著しく低い審査項目がある場合は、選定しないことがある。
- ② 審査のポイントと配点は、別添「企画提案審査基準」のとおりとする。

(2) 審査結果等

- ① 契約締結候補者選定後、速やかに企画提案書の提案者全員に文書で通知する。
- ② 審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申立てには応じない。

(3) 契約手続き

- ① 契約締結候補者は、選定結果の通知を受領後、業務開始準備を行うものとするが、その後に契約締結ができない事情が生じた場合は、次点となった者を契約締結候補者とする。
- ② 採用された企画提案の実施にあたっては、山梨県と契約締結候補者が業務仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を締結するが、企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、山梨県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

- (4) 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第109条の2に該当する場合はこれを免除する。

- (5) 契約締結候補者を指定公金事務取扱者に指定する。

令和7年2月山梨県定例県議会において、本業務にかかる令和7年度当初予算案が否決された場合は、執行しないものとする。

(別添)

国際交流・多文化共生センター運営業務委託 企画提案審査基準

◆審査項目ごとに5点もしくは10点満点で評価を行う。

- ・非常に優れている／非常に期待できる 5点 10～9点
- ・優れている／期待できる 4点 8～7点
- ・普通／どちらとも言えない 3点 6～5点
- ・やや劣っている／あまり期待できない 2点 4～3点
- ・劣っている／期待できない 1点 2～1点

※配点が10点の項目は5を標準として、1点単位で評価する。

※配点が1点の項目は認定を受けた者を配置している場合は1点とする。

No.	項目	詳細	配点 52点満点
1	業務履行能力	類似業務の実績があり、本業務の遂行に有益な知見や能力を有していると判断できるか。	10
2	実施体制	事業の実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、業務を安定的かつ効果的に実施できる体制が整っているか。	5
		多文化共生マネージャーを配置しているか。	1
		災害時外国人支援情報コーディネーターを配置しているか。	1
3	企画提案内容	本業務の目的・趣旨を踏まえているか。	10
4		多くの事業効果が見込まれる提案となっているか。	10
5		提案者の知見を生かした独自の提案となっているか。	10
6	経費見積書	必要な費用が適正に見積もられているか。	5